

オークション出品代行契約書

契約日 平成 年 月 日

甲:委託者		乙:受託者	
ご住所	〒 -	〒216-0011 神奈川県川崎市宮前区犬蔵 2-13-22-501 カートラスト 青木俊之 (古物商許可証 神奈川県公安委員会 第 452560003886 号)	
お名前	(フリガナ)		
電話番号	(自宅) - - (携帯) - -		
メール	@		
お勤め先			
免許証番号			

甲(委託者)は、下記及び裏面の契約条項に従い、下記1の契約車両を、乙(カートラスト)が加盟するオークションに出品する業務およびこれに付随する業務を委託することに合意する。

乙は、これを受託するものとし、オークションにて下記4の最低落札金額以上の入札をもって落札された場合、甲に対し、落札価格・消費税・リサイクル預託金から、下記5の手数料および諸費用を差し引いた金額を、下記5の口座に振込むことにより支払うことに合意する。

1. 契約車両

年式	年 月	型式		
車名		グレード		
登録番号		車台番号		
所有者		使用者		
走行距離	km	車体色	車検	
自己申告	修復歴	あり・なし	左記についての補足、 その他不具合箇所等	
	メーター交換・戻し	あり・なし		
	水害歴・ひょう害	あり・なし		
	機関上の不具合	あり・なし		
	本年度自動車税	完納・未納		

2. 車両引渡し

日付	月 日	場所
----	-----	----

3. 譲渡書類

車検証・自賠責保険証・印鑑証明書(月 日付)・委任状・譲渡証・納税証明書・住民票・リサイクル券 軽自動車記入申請書・申請依頼書 ()
--

4. 最低落札金額 (初回の競りに適用。流札の場合は別途ご相談の上、決定します)

円

5. 手数料および諸費用

出品代行手数料	円
オークション会場への陸送費	
出品料 (オークション主催者へ支払う費用・出品回数分を計上)	実費
成約料 (落札の場合に、オークション主催者へ支払う費用)	実費
再出品手数料 (流札し、再出品の場合に、オークション主催者へ支払う費用)	実費

出品料・成約料・再出品手数料は、オークション会場や出品コーナーにより異なります。
上記の他に、ガソリン代・洗車代などが掛かった場合は、実費分が加算されます。

5. 振込口座

口座番号	銀行・信用金庫	本店・支店	普通・当座
		口座名義(仮付)	

オークション出品代行契約条項

第1条 (目的)

この条項は、オークション出品代行契約において、当事者が契約の締結に際して定める事項及び当事者が契約の履行に関して遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

第2条 (車両状況の申告)

1. 甲は、契約車両の使用状況、経歴、品質、瑕疵の有無及び程度等を、乙に対して誠実に申告しなければならない。
2. 甲は、表面1記載の「契約車両」の「自己申告」欄に、車両状況等を正確に記載しなければならない。
3. 虚偽の申告や申告漏れにより、落札後にクレームが発生した場合、甲は、オークション主催者が行う裁定に従うなど、一切の責任を負うものとする。

第3条 (契約車両の引渡し)

1. 甲は、表面2記載の「車両引渡し」に従い、契約車両を乙または乙の指定する陸送業者に引渡すものとする。
2. 甲がやむを得ない理由により引渡日・場所を変更しようとするときは、甲は、直ちにその旨を乙に通知し、甲乙協議の上、別途引渡日を定めるものとする。
3. 甲は、契約車両の引渡しに際し、車両内の動産等の残置物を十分に確認するものとする。

第4条 (譲渡書類)

甲は、表面3記載の「譲渡書類」のうち、「 」印を付したものを、乙に引渡す。

第5条 (出品)

1. 乙は、契約車両を引取り後速やかに、オークション会場に搬入するものとする。
2. 出品するオークション会場は、乙が加盟するオークション会場の中から、乙が選定する。
3. オークション検査員による検査が終了し、出品内容がインターネットで閲覧できるようになった後、乙は、インターネット上の情報等を添付して、メールまたはFAXにて、甲に出品報告を行うものとする。
4. 甲は、出品内容を確認し、内容に相違・変更・取消がある場合は、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
5. 甲は、機関上の不具合や修復歴等の車両の瑕疵が漏れなく出品内容に記載されていることを確認し、記載されていない場合は、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
6. 甲は、オークション検査員が行った検査結果並びに評価点について、乙およびオークション主催者に対し異議を述べてはならない。

第6条 (成約)

車両は、オークションの競りにおいて、表面4記載の「最低落札価格」以上の入札により落札されること、または流札後の商談に対し、「最低落札価格」以上の価格にて、乙が売却の意思表示をすることで、成約となる。

第7条 (流札)

1. 車両が、オークションの競りにおいて、表面4記載の「最低落札価格」以上の入札がない場合に流札となる。
2. 流札後、乙はその旨を甲に報告し、最低落札価格の検討を行った上で、次回開催のオークションに再出品するものとする。

第8条 (ダブル保証制度)

1. ダブル保証制度とは、2度のオークション出品において成約に至らず甲がオークション出品の取消しを希望する場合に、2回分の出品料・再出品手数料と往復の陸送代を、乙が負担する制度をいう。
2. 乙は、2度目の出品で流札となった後、ダブル保証制度を適用しオークション出品を取消すか、3度目の出品をするかを甲に連絡するものとし、甲はそのいずれかを速やかに選択するものとする。
3. ダブル保証制度を適用しオークション出品を取消す場合、乙は、速やかにオークション会場から契約車両を搬出し、甲に返還するものとする。ダブル保証制度における乙の負担範囲を超える費用が発生している場合、乙はこれを甲に請求し、甲は速やかに現金で乙に支払うものとする。
4. ダブル保証制度を適用せず、3度目の出品を行う場合、甲は、3度目出品分の出品料および再出品手数料を、現金で乙に前払いをしなければならない。
5. ダブル保証制度を適用せず、3度目の出品を行い流札となった場合、甲および乙は、本条2項・3条・4条に準じた手続きをするものとし、4度目以降の出品流札における手続きも同様とする。

第9条 (車両代の支払い)

1. 車両代とは、オークション落札価格・消費税・リサイクル預託金から、表面5記載の「手数料および諸費用」を差引いた金額をいう。
2. オークション成約後、乙は、車両代明細および支払予定日を記載した精算書を作成し、メールまたはFAXにて甲に送付するものとする。その際、落札価格・出品料・成約料・再出品手数料は、オークション主催者が発行する計算書等の価格明細が分かる資料を添付するものとする。
3. 車両代は、オークション開催日を起算日として10日以内に支払うものとする。ただし、落札店側においてクレームが発生し、支払予定日において未解決の場合には、この限りでない。

第10条 (名義変更)

1. 新所有者へ名義変更手続または抹消登録手続が完了した後、乙は、名義変更後の車検証の写し等を、メールまたはFAXにて甲に送付するものとする。
2. 名義変更の期限は、オークション主催者の規定による。

第11条 (自動車税)

1. 本年度分までの自動車税は、甲において完納されていることを要する。
2. オークション成約月までの自動車税は、甲の負担とする。
3. オークション成約翌月以降の自動車税は、差引精算をするものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合には、自動車税の還付が行われないので、この限りではない。
 - (1) 契約車両が減免非課税の場合
 - (2) 契約車両が軽自動車の場合
 - (3) 甲が本契約と同一年度の期初において契約車両を所有しておらず、自動車税の還付が甲に対して行われない場合
4. オークション成約月が3月～5月の場合、乙は、甲から納税証明書の提出を受けるまで、一年分の自動車税を預かり、車両代支払い時に車両代から差引くものとする。甲は、自動車税を納税後、乙に納税証明書を提出するものとし、乙は、これを受け、落札店による名義変更または抹消登録が完了した後、預かっていた一年分の自動車税と未経過月数分を、甲に支払うものとする。ただし、3月の成約で、3月中に名義変更または抹消登録が完了することが車両代支払い時において確実な場合は、この限りではない。
5. 前4項に定めのない事情が発生した場合には、オークション主催者の規定に従うものとする。

第12条 (クレーム)

1. 落札店においてクレームが発生した場合、甲及び乙は建設的に協力し、早期解決に努めるものとする。
2. クレームの解決にあたっては、オークション主催者が最終的な裁定を行う。甲は、キャンセル・値引き等、裁定の結果に従わなければならない。

第13条 (落札店の禁止行為)

1. 落札店において、譲渡書類の紛失、名義変更の遅延、交通違反、車両放置、元の名義人への直接連絡、その他オークション主催者が定める禁止行為が発生した場合、乙は、オークション主催者の規定に従い対応するものとする。
2. 1項の場合において、乙が落札店のペナルティ費用を受取ったとき、乙は、これを甲に支払うものとする。

第14条 (出品の取消し・解除)

1. オークション開催日の2日前までであれば、甲は、オークション出品を取消すことができる。この場合、甲は、出品並びに車両返還に掛かる費用および事務手数料(10,500円)を、現金で乙に支払わなければならない。
2. オークション成約後の解除は、原則として不可とする。やむをえない理由により解除する場合、甲は、解除金として乙の出品代 hands 手数料、出品並びに車両返還に掛かる費用、オークション主催者が規定する解除金等を、現金で乙に支払わなければならない。

第15条 (車両管理)

1. 乙または乙の指定する陸送業者が、車両をオークション会場に搬送する途中または保管している間に盗難・損傷が生じた場合、加入する損害保険により、その損害を賠償する。ただし、次の各号の一つに該当する場合には、この限りではない。
 - (1) 天災のとき(地震、台風、雹、竜巻など)
 - (2) 乙または陸送会社の責任が認められないとき
2. オークション会場管理下において盗難及び損傷が生じた場合には、オークション主催者の規定に従うものとする。

第16条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項及び解釈については、甲、乙誠意を持って協議の上、解決するものとする。

第17条 (不可抗力)

本契約の当事者のいずれかが、自己のコントロールの及ばない事由によって、本契約の義務を履行できなくなった場合、当該契約当事者は、損害賠償の責任を負わない。

第18条 (個人情報)

乙は本契約に基づいて収集した甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報について、甲の同意なしに第三者に開示・提供しないものとする。ただし、乙の宣伝告知物送付、その他乙のマーケティング活動での使用、および本契約業務遂行上必要となる車両輸送、登録書類作成等の必要最小限度の使用については、甲は予め同意するものとする。

第19条 (合意管轄)

本契約に関連して紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、甲、乙双方は合意する。